

子育て前の仲良し夫婦の移住定住を応援します!



仲良し夫婦移住定住促進事業

新築マンション購入も補助対象!

仲良し夫婦の移住定住に

最大 100万円を助成します!



新築住宅取得事業

■仲良し夫婦が、金融機関から購入融資を受けて新築住宅、新築マンションの建築または購入に要する経費を助成

住民票異動後の申請

市外から転入：最大50万円

市内での転居：最大30万円

※市内での転居は賃貸住宅から転居する夫婦のみ対象とする

※一方が市外から転入、他方が市内賃貸住宅から転居する場合は市内転居として取り扱う



新築住宅移転事業

■仲良し夫婦が、新築住宅、新築マンションに移転する際に要する経費(引っ越し費用に限る)を助成

住民票異動後の申請

市外から転入：最大50万円

※両者が市外から転入する夫婦のみ対象とする



賃貸住宅移転事業

■仲良し夫婦が、市内の賃貸住宅に移転する際に要する経費(家賃、敷金等、賃貸借に要する費用及び引っ越し費用)を助成

住民票異動後の申請

市外から転入：最大50万円

※両者が市外から転入する夫婦のみ対象とする

新築住宅取得事業・新築住宅移転事業併用可能

賃貸住宅移転事業単独



問合せ先

藤枝市都市建設部空き家対策室
〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号
電話 054-631-5750 (直通)
FAX 054-643-3280
E-mail kenchiku@city.fujieda.shizuoka.jp

藤枝市 仲良し夫婦

検索

詳しい内容は
こちらからも
確認できます



藤枝市仲良し夫婦移住定住促進事業概要

【事業の主旨】

- 藤枝市への若年者の移住にかかる経済的負担の軽減や、地域における人口対策を強化するため

【用語】

■ 仲良し夫婦とは

結婚後3年以内の子育て前の夫婦世帯(妊娠中の場合は子育て前に該当しない)で、転入、転居時点で夫婦とも40歳未満の世帯をいう。また、転入、転居後に婚姻の届出により、夫婦となった場合は、婚姻届の届出時点で夫婦とも40歳未満の世帯をいう。

■ 新築住宅とは

人の居住の用に供したことの無い戸建て住宅(建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く)。
建売住宅を含む。離れを含まない。

■ 新築マンションとは

区分所有建物であって、居住を目的とする共同住宅の単一の住戸のうち、人の居住の用に供したことの無いもの(建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く)。

【補助金交付申請期間】

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに住民票の異動を行ったものについて、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの申請が必要。様式に関してはホームページをご覧ください。空き家対策室までお問合せください。

新築住宅取得事業

◀ 補助要件 ▶ ※全てに該当すること

- ①市外から転入または、市内賃貸住宅から転居した仲良し夫婦であること
- ②新築住宅・新築マンションを建築または購入し、住民票を異動した者
- ③建築または購入について金融機関から融資を受けている者
- ④市税を滞納していない者
- ⑤移住レポートを提出できる者(市外からの転入に限る)
- ⑥建築又は購入について、市の実施する他の補助金等を受給していない者(建築または購入についての補助金等に該当するかは空き家対策室までお問合せください)

※補助金の交付回数は、同一世帯に対し1回限り

◀ 補助対象経費 ▶

- ①金融機関から融資を受けた金額(土地取得分を除いた金額)
 - ②工事請負金額(注文住宅)または不動産売買契約金額のうち建物相当金額(建売住宅、新築マンション)
- ※①②のうちどちらか低い金額を補助対象経費とする。

◀ 補助金の計算 ▶

・補助金対象経費 × 補助率 1/2
※ただし、市外からの転入世帯は50万円、市内賃貸住宅からの転居世帯は30万円を上限とする。

新築住宅移転事業

◀ 補助要件 ▶ ※全てに該当すること

- ①市外から転入した仲良し夫婦であること
- ②新築住宅、新築マンションへ住民票を異動した者
- ③市税を滞納していない者
- ④移転について、市の実施する他の補助金等を受給していない者(移転についての補助金等に該当するかは空き家対策室までお問合せください)

※補助金の交付回数は、同一世帯に対し1回限り

◀ 補助対象経費 ▶

- ①新築住宅、新築マンションへの移転(引越費用に限る)に要する経費で支払い済の費用
- ※1
物を運ぶ作業以外の付帯的な費用(エアコン取付費、洗濯機取付費、ピアノ処分料等)は補助対象としない。また、引越し業者を使わずに引越した場合は対象としない。

◀ 補助金の計算 ▶

・補助金対象経費 × 補助率 1/2
※ただし、50万円を上限とする。

賃貸住宅移転事業

◀ 補助要件 ▶ ※全てに該当すること

- ①市外から転入した仲良し夫婦であること
- ②市内の賃貸住宅へ住民票を異動した者(転入時の賃貸住宅に1年以上居住すること)
- ③市税を滞納していない者
- ④家賃及び移転について、市の実施する他の補助金等を受給していない者(家賃及び移転についての補助金等に該当するかは空き家対策室までお問合せください)

※補助金の交付回数は、同一世帯に対し1回限り

◀ 補助対象経費 ▶

- ①賃貸住宅の賃貸借に要した経費(家賃賃料(補助対象期間(令和2年4月1日から令和3年3月31日)に仲良し夫婦が使用した3か月分の家賃賃料)、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む)、共益費、仲介手数料)及び賃貸住宅への移転(引越し費用に限る)に要した経費

新築住宅移転事業 補助対象経費※1に同じ

◀ 補助金の計算 ▶

・補助金対象経費 × 補助率 1/2
※ただし、50万円を上限とする。